

# 企画競争に係る募集公告

平成22年2月8日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者  
総括理事 村尾 誠

「平成22年度砂糖・でん粉の国際需給に関する調査」の実施  
に係る企画競争について

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、下記のと  
おり企画競争を行うので公告する。

## 記

### 1. 企画競争に付する事項

#### (1) 件名

平成22年度砂糖・でん粉の国際需給に関する調査

I 「平成22年度砂糖・でん粉の世界需給及び価格の動向に関する調  
査」

II 「平成22年度主要国における砂糖・でん粉の需給・価格動向及び  
制度・政策の概要に関する調査」

#### (2) 内容 別紙1及び2のとおり

### 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

参加者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構「競争参加者資格審査等事務取扱  
要領」第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

(参考) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」抜粋

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復  
権を得ない者を有資格者にししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事  
実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代  
理人・支配人として使用するものについても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質  
若しくは数量に関し不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 4の(1)の①の「参加表明書」提出時点において、平成19～21年度機構有資格者名簿「調査・研究」に登録されている者。

### 3. 契約に関する事項

- (1) 契約限度額は、それぞれ以下のとおりとする。
  - I 「平成22年度砂糖・でん粉の世界需給及び価格の動向に関する調査」  
金 5,214,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
  - II 「平成22年度主要国における砂糖・でん粉の需給・価格動向及び制度・政策の概要に関する調査」  
金 8,470,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (2) 契約期間及び履行期限は、契約締結日から平成23年3月31日（木）までとする。ただし、報告書の内容に不明な点等がある場合、機構は、平成24年3月31日までの間は、契約相手方に対しその内容等について、随時、問い合わせ等を行うことができるものとする。
- (3) 本企画競争において機構が特定した契約候補者は、あくまでも最適な者として特定したものであり、「独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則」（平成15年10月1日付15農畜機第152号。以下「契約事務細則」という。）に基づく契約手続きの完了までは、機構との契約関係は生じない。
- (4) 契約に当たっては、(1)のI及びIIそれぞれについて契約候補者との協議が整い次第、機構が提示する契約書をもって契約を締結することとする。ただし、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができないことがあるものとする。
 

なお、(1)のI及びIIとも同一の者と契約が予定される場合にあっては、当該契約候補者と協議の上、同一の書面（契約金額等必要な箇所については、それぞれ書き分けるものとする）をもって契約を締結することができるものとする。

- (5) 契約事務細則第41条に規定する契約保証金は、免除する。
- (6) 本公募は平成22年度独立行政法人農畜産業振興機構予算に基づいて行うものであり、予算の内容に応じて事業内容、予算額等に変更がありうる。
- (7) 本企画競争に係る企画提案、契約、手続き・打ち合わせ等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとする。
- (8) 経費の支払いは、実績に応じて行うものとする。

#### 4. 応募に関する事項

応募は、以下により行うこと。

##### (1) 応募方法

###### 必要書類の提出

参加者は、1の(1)Ⅰ及びⅡの件名別に以下の書類を提出すること。

###### ① 参加表明書

- ・記載事項 貴社名、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、代表者名、代表者印、採用されなかった場合の企画提案書返却の必要・不要
- ・提出期限 平成22年3月23日（火）午後5時
- ・提出部数 1部
- ・様式 A4、1枚

###### ② 企画提案書

- ・記載事項 別紙1及び2の5「企画提案事項」のとおり
- ・提出期限 平成22年3月24日（水）午後5時
- ・提出部数 正本1部 副本10部
- ・様式 A4、10～20枚程度

##### (2) 提出先・提出方法

上記応募書類は、下記提出先（8の(3)）まで、郵送または持参により提出すること。

#### 5. 説明会に関する事項

##### (1) 日時

- Ⅰ「平成22年度砂糖・でん粉の世界需給及び価格の動向に関する調査」  
平成22年2月18日（木）午後1時30分～

## Ⅱ「平成22年度主要国における砂糖・でん粉の需給・価格動向及び制度・政策の概要に関する調査」

平成22年2月18日(木) 午後2時30分～

### (2) 場所

東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル 南館 1階会議室

出席者は各社2名までとする。

なお、説明会への出席は、3の資格要件とはしない。

### (3) 出席の確認

説明会に出席を希望する者は、その旨を平成22年2月17日(水)午後3時までに、FAXにて送信すること。(様式は任意)

※(1)のⅠとⅡのいずれも出席を希望する場合は、その旨も明記すること。

## 6. 選定に関する事項

### (1) 選定方法

機構の役職員により構成する「審査委員会」において、企画提案書の評価基準に則して審査するものとする。

### (2) 評価基準等

別添「企画提案書の審査に係る評価基準および評価項目について」のとおりとする。

### (3) 契約候補者の決定

評価項目ごとの5段階評価の平均値(小数点以下四捨五入)が3.5点以上であるもののうち、最も得点の高かった者を契約候補者として決定する。

なお、参加者が1者の場合でも審査を行う。

### (4) 契約候補者への通知

すべての参加者に対して電話等により審査結果を通知するとともに、契約候補者に対する正式な通知は、後日、文書をもって行う。

## 7. その他注意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は当該参加者に無断で二次的に使用しない。

- (3) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、今後の調査に係る企画競争に参加させないことがある。
- (4) 機構が特定した企画提案書の内容については、「独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。  
なお、4の(1)の①の「参加表明書」において、採用されなかった企画提案書の返却を「必要」とした場合には、これを返却するので「対応窓口」(8の(3))まで来訪し、返却を受けること。  
(返却日：平成22年4月7日(水))
- (5) 本企画競争の実施に当たっては、本公告に定める事項のほか、契約事務細則により定める事項によることとする。

## 8. 問い合わせ、各書類の提出先

- (1) 質問・問い合わせについては、電子メールにて行うこと。  
メールの件名に「砂糖・でん粉の国際需給調査に係る質問」と先頭に記載すること。また、メッセージ内容の最後に、社名、連絡先、質問者名を明記すること。  
質問への回答は個別に行うが、回答結果については、質問者の社名を伏せ、「参加表明書」を提出した者全員に電子メールで公開する。
- (2) 質問締め切り日時：平成22年3月19日(金)午後5時  
質問・回答公開予定日：平成22年3月23日(火)
- (3) 対応窓口、各書類の提出先

〒106-8635  
東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル  
独立行政法人農畜産業振興機構  
調査情報部 調査課 担当：遠藤  
メール endo (アットマーク) alic.go.jp  
TEL 03-3583-9804  
FAX 03-3584-1743

(メールアドレスについては、スパムメール対策のため( )内の@を省略してある。

## 別紙1 「平成22年度砂糖・でん粉の世界需給及び価格の動向に関する調査」について

### 1 調査目的

世界の砂糖・でん粉及びその原料作物の需給及び価格の動向について、その実状を把握し、広く関係者に提供することを目的とする。

### 2 調査内容

	調査内容	調査対象期間	データ種別	提出期限	報告回数
A 砂糖	(1) 砂糖及び甘味資源作物需給バランス(年次データ及びコメント) (※データ出典はLMC又はF. オリヒ又はそれと同等の信頼性を有するもの。) 1)世界需給バランス 2)主要国別需給バランス 3)主要国生産状況(収穫面積及び単収・甘味資源作物生産量及び産糖量・砂糖生産量・1人当たり消費量の推移)  ※下記URLの「1. 需給関係資料」のデータ及びコメントを参照の上、連続性のあるデータとする。 <a href="http://sugar.lin.go.jp/world/data/wd_data.htm">http://sugar.lin.go.jp/world/data/wd_data.htm</a>	1)は過去25年間 2)及び3)は直近5年間	年次	① 2010年7月5日 ② 2010年10月5日 ③ 2010年1月5日 ④ 2011年3月5日	年4回
	(2) 主要国における砂糖事情(トピック、コメント) (対象国:ロシア・南アフリカ・ブラジル・タイ・インド・中国・インドネシア・豪州 計8カ国) 1)てん菜、さとうきびの収穫面積、作柄、収穫状況 2)砂糖生産・貿易状況 3)砂糖及び甘味資源作物に係る関税、法律、補助等の政策の動向・変更状況 (3) 主要国におけるバイオエタノール生産及び価格動向 (対象国:EU、米国、ブラジル(以上、3カ国は必須)及びその他の国) (トピック、コメント) (4) 当該月の市場値動きの原因と背景(粗糖市場及び白糖プレミアムの値動き) (トピック、コメント)	契約日の所属する月から契約終了まで毎月	—	初回 2010年5月5日 二回目以降 毎月5日 最終 2011年3月31日	毎月 (計12回)
	(5) 主要国における砂糖卸売価格、小売価格及びUSDドル換算レート(1kg当たり) (直近5年間における特定日の価格)(データ及びコメント)(1年につき1日) (対象国:フランス・ドイツ・英国・ロシア・南アフリカ・メキシコ・米国・ブラジル・タイ・フィリピン・インド・中国・韓国・豪州 計14カ国)	直近5年間	—	2011年3月31日	年1回
B でん粉	(1) 世界のでん粉(化工でん粉含む)の需給(トピック、コメント) EU(コーンスターチ、ばれいしょでん粉、小麦でん粉)、米国(コーンスターチ)、タイ(タピオカでん粉)、中国(コーンスターチ、ばれいしょでん粉)について、原則として以下の情報を報告 1)原料作物の生産状況及び価格動向 2)でん粉の需給(生産、消費、輸出、輸入)及び価格の動向 3)でん粉、原料作物に係る関税、法律、補助等の政策の動向・変更状況	契約日の所属する月から契約終了まで毎月	—	初回 2010年5月10日 二回目以降 毎月10日 最終 2010年3月31日	毎月 (計12回)
	(2) 世界のでん粉製品(各種天然でん粉、化工でん粉、甘味料、有機化学製品等)の需給(生産量、消費量、輸入量、輸出量)に関する状況(データ及びコメント) ①でん粉製品全体と各品目ごとに整理すること。 ②データについては、世界全体及び各地域(アジア、北アメリカ、南アメリカ、中央アメリカ・カリブ、アフリカ、ヨーロッパ、オセアニア)ごとに整理し、各地域のデータは、当該地域における主要国(3~4カ国)についても記載すること。 ③今後の見通しについて整理し、解説をつけること。 ④品目ごとの輸入量及び輸出量については、主要相手国別の内訳が分かるように整理すること。 ※ でん粉製品の品目 天然でん粉・コーンスターチ、タピオカでん粉、小麦でん粉、ばれいしょでん粉 化工でん粉・デキストリンとその他化工でん粉(関税分類番号:3505.10) 甘味料・・・グルコース、異性化糖、ソルビトール 有機化学製品・クエン酸、グルタミン酸、リジン	直近5年間	年次	2011年3月31日	年1回

### 3 留意事項

すべての数値について、出典名・聞き取り先、定義等を明記すること。

### 4 成果物(報告書)について

(1) 本調査の成果物は、電子ファイル(ワード、エクセル等)で納品するものとする。

- (2) 使用する言語は、日本語又は英語とする。
- (3) 本調査により取得した著作権は、機構及び契約相手方の共同所有とするものとする。ただし、成果物の一部又は全部について、機構が日本語により、機構のホームページ、発行物等に利用することについて、契約相手方は異議を唱えないものとする。

## 5 企画提案事項

- (1) 調査方法  
(調査項目ごとに具体的な調査手法が分かるよう明記すること。)
- (2) 実施体制  
(調査に携わる人数、責任者の略歴・実績、実施体制図を明記すること。  
なお、再委託を予定する場合は、再委託先の氏名・名称、住所、再委託を行う調査の範囲、再委託の必要性、再委託の契約予定金額等を明記すること。)
- (3) 2のBでん粉に記された事項の各項目について、調査可能か否かを明記すること。  
(例：〇〇については、データの作成不能など)
- (4) 同様事例実績  
(具体的に記載し、同様事例の成果物を提出することも可とする。)
- (5) 報告書構成イメージ  
(成果物の全体構成イメージを提示すること。)
- (6) スケジュール  
(作業内容、期間、目的、管理項目を明記すること。)
- (7) 参考見積額  
(項目別の積算根拠を示し、必要に応じて、その内訳が分かる資料を添付すること。なお、契約に当たっては、正式な見積書を提出することとする。ただし、正式な見積書に記載する額は、参考見積額を超えない範囲の額とする。)

## 別紙2 「平成22年主要国における砂糖・でん粉の需給・価格動向及び制度・政策の概要に関する調査」について

### 1 調査目的

海外主要国・地域（EU、南アフリカ、中国、韓国・台湾、インドネシア）における砂糖・でん粉及びその原料作物の需給・価格動向及び制度・政策について、その実状を把握し、広く関係者に提供することを目的とする。

### 2 調査内容

	調査内容	提出期限	報告回数
	<p>＜南アフリカ・台湾・インドネシア＞</p> <p>(1) 砂糖産業に関する全般的情報 以下の点について、直近7年程度の状況を、数値情報を活用し、推移の分析や過去と比較する形で整理、解説し、今後の見通しについて記述すること。</p> <p>1) 国内需給(生産量、貿易、消費量及び用途別消費量)及び価格 2) 甘味資源作物の生産 3) 主要な代替甘味料の動向 (生産量、貿易、消費量及び用途別消費量、砂糖需給に与える影響) 4) 異性化糖の動向 (生産量、貿易、消費量及び用途別消費量、砂糖需給に与える影響) 5) 工場所在地図及び原料作物生産分布図</p> <p>(2) 砂糖制度の概要 1) 現行の砂糖政策 2) 砂糖政策の変遷 3) 砂糖(粗糖、白糖、加糖調製品)の関税率表、関税分類別貿易相手国別輸出入実績(直近3年間の数量及び価額)、糖度などの品質規制(関税番号ごとの品目)及び貿易管理制度(FTA・EPAなど、砂糖にまつわる貿易取り決め)</p> <p>(3) 砂糖産業の現状 1) 産業構造 2) さとうきび生産コスト及び甘しや糖生産コスト、精製コスト(独立型、甘しや糖工場との併設型別)の推移 ※直近7年程度の状況を、主要コスト項目別に、数値情報を活用し、推移の分析や過去と比較する形で整理、解説し、今後の見通しについて記述すること。 3) 砂糖の流通 4) 砂糖産業をめぐる課題</p> <p>(4) エタノール生産動向及び砂糖産業に与える影響</p> <p>(5) その他 自由化後の砂糖産業及び農業構造の変化&lt;台湾のみ&gt;</p>	<p>南アフリカ 2010年8月15日</p> <p>EU 2010年10月15日</p> <p>韓国&amp;台湾 2011年1月15日</p> <p>インドネシア 2011年3月15日</p>	
A 砂糖	<p>＜EU＞</p> <p>(1) 直近3年における域内需給及び価格動向と今後の見通し (需給ひっ迫解消に向けた取り組み状況を含む)</p> <p>(2) 砂糖制度改革後の加盟国の状況 生産拡大国(フランス、ドイツ)と生産縮小国(アイルランド、スペイン)について、以下の項目を整理、解説し、今後の見通しについて記述すること。</p> <p>1) 生産者の状況(てん菜から他作物への生産転換等) 2) 製糖企業の状況(調達先・仕向先の変化、経営多角化など生き残り戦略等) 3) 政府の考え方(関連産業への支援等)</p> <p>(3) 加糖調製品等の動向 以下の点について、直近7年程度の状況を、数値情報を活用し、推移の分析や過去と比較する形で整理、解説し、今後の見通しについて記述すること。</p> <p>1) 加糖調製品の需給(生産量、貿易、消費量及び用途別消費量)及び国内価格 (調製品業界の動き(主要企業ごとの概況、最近の動向等)を含む) 2) 主要な代替甘味料の動向 (生産量、貿易、消費量及び用途別消費量、砂糖需給に与える影響) 3) 異性化糖の動向 (生産量、貿易、消費量及び用途別消費量、砂糖需給に与える影響)</p> <p>※下記URLを参照のこと。 <a href="http://sugar.alic.go.jp/world/about.htm">http://sugar.alic.go.jp/world/about.htm</a></p>		各1回



	調査内容	提出期限	報告回数
B でん粉	<p>以下の点について、直近7年程度の状況を、数値情報を活用し、推移の分析や過去と比較する形で整理、解説し、今後の見通しについて記述すること。</p> <p>&lt;EU&gt;  (1) でん粉産業をめぐる全般的情報  1) コーンスターチ、ばれいしょでん粉、小麦でん粉について  注：種類別に整理すること  ①原料作物生産・国別生産量、主要生産国及び地域、用途別仕向割合、農家販売価格  ②でん粉生産・国別生産量、主要生産国及び地域、主要企業リスト及び当該企業・工場の概要、工場出荷価格、生産コスト  ③でん粉消費・消費量、用途別消費量</p> <p>2) 化工でん粉について  ①化工でん粉生産・生産量、主要企業リスト及び当該企業・工場の概要、工場出荷価格  ②化工でん粉消費・消費量、用途別消費量</p> <p>3) でん粉原料及びでん粉製品の輸出入について  ①でん粉原料(とうもろこし、小麦、タピオカ製品、ばれいしょ)及びでん粉製品(天然でん粉、化工でん粉、甘味料、有機化学製品等)の関税率表  ②貿易管理制度の概要</p> <p>(2) でん粉原料作物(とうもろこし、小麦、ばれいしょ)及びでん粉に関する制度の概要  ①現行の政策とこれまでの変遷  ②砂糖に係る政策及び産業の概要とでん粉産業との関連性  ③エタノールに係る政策及び産業の概要とでん粉産業との関連性  ④ばれいしょでん粉産業におけるCAPヘルステックが与える影響</p> <p>(3) 上記(1)、(2)を踏まえた、でん粉産業をめぐる情勢と課題</p> <p>&lt;中国&gt;  (1) でん粉産業をめぐる全般的な情報  1) コーンスターチ及びばれいしょでん粉について  注：種類別に整理すること  ①原料作物生産・地域別生産量、主要生産地域、用途別仕向割合、農家販売価格  ②でん粉生産・地域別生産量、主要生産地域、主要企業リスト及び当該企業・工場の概要、工場出荷価格、生産コスト  ③でん粉消費・消費量、用途別消費量</p> <p>2) 化工でん粉及び糖化製品について  ①生産・生産量、主要企業リスト及び当該企業・工場の概要、工場出荷価格  ②消費・消費量、用途別消費量</p> <p>3) でん粉原料およびでん粉製品の輸出入について  ①でん粉原料(とうもろこし、小麦、タピオカ製品、ばれいしょ)及びでん粉製品(天然でん粉、化工でん粉、甘味料、有機化学製品等)の関税率表  ②貿易管理制度の概要</p> <p>(2) とうもろこし、ばれいしょ、でん粉、エタノール及び糖化製品に関する現行の政策とこれまでの変遷  ①「とうもろこし高度加工業の健全発展の促進に対する指導意見の通知」(国家发展改革委員会07年9月)について、でん粉産業に与えた影響及び政策の見直しに関する今後の見通しについて解説すること。  ②「農業バイオ産業発展計画」(農業部07年5月)、「可再生エネルギー中長期発展計画」(国家发展改革委員会07年9月)などのエタノール生産に関する政策について、でん粉産業に与えた影響及び政策の見直しに関する今後の見通しについて解説すること。  ③そのほか、原料作物に対する生産振興、食糧備蓄制度など、でん粉の生産及び消費に影響を与える政策について、有無を含めて内容を解説すること。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)を踏まえた、でん粉産業をめぐる情勢と課題</p> <p>※下記URLを参照のこと。  <a href="http://www.alic.go.jp/starch/world/country/country.html">http://www.alic.go.jp/starch/world/country/country.html</a></p>	<p>EU 2010年7月15日</p> <p>中国 2010年11月15日</p>	各1回

[以下、別紙1の3～5に同じ]

### 3 留意事項

すべての数値について、出典名・聞き取り先、定義等を明記すること。

### 4 成果物(報告書)について

- (1) 本調査の成果物は、電子ファイル(ワード、エクセル等)で納品するものとする。
- (2) 使用する言語は、日本語又は英語とする。
- (3) 本調査により取得した著作権は、機構及び契約相手方の共同所有とするものとする。ただし、成果物の一部又は全部について、機構が日本語により、機構

のホームページ、発行物等に利用することについて、契約相手方は異議を唱えないものとする。

## 5 企画提案事項

### (1) 調査方法

(調査項目ごとに具体的な調査手法が分かるよう明記すること。)

### (2) 実施体制

(調査に携わる人数、責任者の略歴・実績、実施体制図を明記すること。  
なお、再委託を予定する場合は、再委託先の氏名・名称、住所、再委託を行う調査の範囲、再委託の必要性、再委託の契約予定金額等を明記すること。)

### (3) 2のBでん粉に記された事項の各項目について、調査可能か否かを明記すること。

(例：〇〇については、データの作成不能など)

### (4) 同様事例実績

(具体的に記載し、同様事例の成果物を提出することも可とする。)

### (5) 報告書構成イメージ

(成果物の全体構成イメージを提示すること。)

### (6) スケジュール

(作業内容、期間、目的、管理項目を明記すること。)

### (7) 参考見積額

(項目別の積算根拠を示し、必要に応じて、その内訳が分かる資料を添付すること。なお、契約に当たっては、正式な見積書を提出することとする。ただし、正式な見積書に記載する額は、参考見積額を超えない範囲の額とする。)

## 別添 企画提案書の審査に係る評価基準および評価項目について

### 1. 評価基準

選定委員会による審査の評価基準は次による。

- (1) 評価点は、評価の高い方から5高い、4やや高い、3普通、2やや低い、1低いとする。
- (2) 評価項目ごとの5段階評価の平均値が3.5点以上であるもののうち、最も得点の高かった者を契約候補者として決定する。  
なお、参加者が1者の場合でも審査を行う。

### 2. 評価事項

選定委員会による審査の評価事項は次による。

#### (1) 調査方法、実施体制について

- ① 調査方法が妥当か（信頼度の高い情報を迅速に収集することが可能か）
- ② 本調査を実施するための組織・人員等を有し、専属の担当を設置する等の実施体制を講ずることが可能か。
- ③ 本調査を円滑に実施するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理体制が整っているか。

#### (2) 調査内容等について

- ① 調査内容の個別項目についての的確に把握し、機構の依頼事項をどの程度調査可能としているか
- ② 過去の実績等から、本調査を的確に行うことが期待できるか。
- ③ 当機構の当該刊行物に掲載される巻末資料として使用するため、信頼に足る数値情報を専門的見地から分析する能力を有するか。（※「企画競争に係る募集公告」1の（1）のⅠのみ）
- ③ 当機構の当該刊行物に掲載される調査報告等として使用するため、専門的見地から分析された、信頼性の高い内容となるレポートを作成する能力を有するか。（※「企画競争に係る募集公告」1の（1）のⅡのみ）
- ④ 調査の内容を的確に把握し、イメージ化する能力を有しているか。

#### (3) スケジュール、金額について

- ① 調査実施スケジュールが妥当か。
- ② 調査の実施に当たり、その見積金額が妥当か。